

井戸端かいご

年3回発行

大町市大町 1058-33
北アルプス市町村会館内
北アルプス広域連合
電話 22-7196

コロナ禍での地域支え合い体制づくり ～大町北部・平地区 暮らし支え合い友の会～



新型コロナウイルス感染症の拡大防止から、通いの場などの活動が制限される中、大町市北部・平地区の「暮らし支え合い友の会」では、感染症対策を講じながら、支え合いの地域づくりの活動に取り組んでいます。

令和3年9月17日に、今年で2年目の取組みとなる「夏野菜の即売会」を、栄町大原団地集会所にて開催しました。即売会では、北部・平地区で家庭菜園をされている方の野菜が出品され、格安で新鮮な野菜を買うことが出来ます。自分が作った野菜で多くの方が喜んでくれることが、出品者の「やりがい」につながっていると同時に、多くの地域住民が参加することにより「地域のつながり」も生まれています。

情報提供：大町市北部地域包括支援センター

もくじ

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1 介護保険料の社会保険料控除について…………… 2頁 | 5 成年後見制度について…………… 6頁 |
| 2 医療系の介護サービス利用料の医療費控除について… 3頁 | 6 地域密着型サービス事業所整備事業者の公募について… 7頁 |
| 3 介護給付費のおしらせについて…………… 4頁 | 7 生活支援サービス事業者等養成研修を開催しました… 8頁 |
| 4 救急医療情報キットについて…………… 5頁 | 8 おむつ使用証明書について…………… 8頁 |

申告の準備はお済みですか？

介護保険料は

「社会保険料控除」の対象となります

介護保険料は、所得税や市町村民税申告の際に「社会保険料控除」の対象となります。令和3年1月1日から令和3年12月31日までに納めた金額（特別徴収の場合は年金から天引きされた金額）を申告することができます。

なお、一年間の納付額については、下の表のとおりとなります。

納付方法別に年金保険者（日本年金機構等）または北アルプス広域連合から、それぞれ「源泉徴収票」「納付済額証明書」が送付されますので、申告の際にご確認ください。

	特別徴収	普通徴収
徴収方法	年金からの天引きにより納付した介護保険料	納付書や口座振替等により納付した介護保険料
証明書の発行	1月下旬頃に年金保険者から「源泉徴収票」が送付されます。※非課税年金（障害年金・遺族年金）から天引きされた保険料については、北アルプス広域連合から納付済額証明書を送付します。	1月下旬に北アルプス広域連合から「介護保険料納付済額証明書」を送付します
申告 （社会保険料控除） できる人	年金から天引きされた介護保険料は、その年金の受給者（保険料の納付義務者）本人のみ、社会保険料控除の対象として申告ができます。 ※年金から天引きされた保険料を、配偶者や家族が補填したとしても、その配偶者や家族の社会保険料控除の対象とはなりません。	本人が納付書や口座振替等により保険料を納めた場合には、本人の社会保険料控除の対象として申告ができます。また、本人の「介護保険料」を配偶者や家族が納めた場合には、国民年金や国民健康保険と同様に、配偶者や家族の社会保険料控除の対象となります。

※普通徴収と特別徴収の両方で納めた保険料がある場合には、その合計の額を申告することができます。

※40歳から64歳の方が健康保険料に上乗せして納めている介護保険料についても、社会保険料控除の対象となります。申告額の確認等については、加入している医療保険者にお問い合わせください。



この機会に、納め忘れがないか、確認しましょうね。



障害者控除について

要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、障害者控除の対象となる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。



医療系の介護サービス利用料は、所得税や市町村民税申告の「医療費控除」の対象となります。具体的な医療系の介護サービス種類は、下の表のとおりです。

令和3年1月から令和3年12月までの1年間に支払った「医療系の介護サービス利用料」が対象となります。

医療系の介護サービス利用料は「医療費控除」の対象となります

居宅サービス利用の場合

控除の対象になる、医療系の介護サービスは？

- ・訪問看護 ・通所リハビリテーション ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所療養介護 ・居宅療養管理指導 ※以上は介護予防を含みます。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合のみ）
- ・看護・小規模多機能型居宅介護（上記居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの。生活援助中心型の訪問介護の部分は除く）

また、下記①と②の条件を満たす場合、次の介護サービス利用料も「医療費控除」の対象となります。

- ① ケアプランに基づいて利用したサービスであること
- ② ケアプランに、上記の「医療系の介護サービス」のどれかが位置づけられていること

上記 「医療系の介護サービス」

+

- ・身体介護が中心の訪問介護（生活援助が中心の訪問介護は対象外です） ・訪問入浴介護
- ・夜間対応型訪問介護 ・通所介護（地域密着型含む） ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護 ※以上は介護予防を含みます。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所のみ）
- ・看護・小規模多機能型居宅介護（上記の「医療系の介護サービス」を含まない組み合わせにより提供されるもののみ。生活援助中心型の訪問介護部分を除く）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス（生活援助中心型のサービスを除く）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護相当サービス

施設サービス利用の場合

「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「療養型医療施設」「介護医療院」の施設サービス利用料と食費及び居住費は、医療保険の入院と同じく「医療費控除」が受けられます。ただし「特別養護老人ホーム」については、1/2の額が対象となります

※医療費控除の対象となる金額は、介護サービス事業者が発行する領収書に記載されます。

介護給付費のお知らせ（給付費通知）を お送りします

給付費通知とは

介護保険について理解を深めていただき、今後のサービス利用に役立てていただくため、介護保険のサービスをご利用のみなさんに、サービスの利用状況をお知らせするものです。通知は令和4年2月中旬に発送の予定です。

通知には、令和3年1月～令和3年12月のサービス利用状況が記載されていますので、みなさんが保管されている領収書と照らし合わせながらご確認ください。また、確定申告の医療費控除の参考にしてください。（※領収書としては使えません）

（施設サービス、償還払いのサービス、総合事業は除きます）

通知の内容

- (1) サービス利用期間
令和3年1月～12月
- (2) 表示されるサービス
居宅サービス、
地域密着型サービス
※施設サービス、総合事業、福祉用具購入、住宅改修の利用分は表示されません。
- (3) 通知の形状
封書で送付いたします。

398-0002
大町市大町

第 号

様

北アルプス広域連合長
牛越 徹



介護給付費のお知らせ

被保険者番号： 氏名： 様

あなたの 令和3年1月～令和3年12月 における介護給付費は以下のとおりです。

問い合わせ先
〒398-0002
大町市大町 1058 番地
北アルプス広域連合 介護福祉課介護保険係
電話番号 (代表) 0261-22-6764 (係直通) 0261-22-7196

サービス提供年月	サービス事業者	サービス種類/サービス略称	サービス日数/回数	利用者負担額合計額(円)	サービス費用合計額(円)
令和3年1月	〇〇リハビリセンター	通所リハ	7	6,992	69,920
	〇〇居宅介護支援センター	居宅支援			18,560
	〇〇介護ショップ	用具貸与	31	3,090	30,900
		合計		10,082	119,380
令和3年2月	〇〇リハビリセンター	通所リハ	8	7,958	79,580

医療費通知と同じ役割のお知らせなのね。



※このお知らせにより、手続きをしていただく必要はありません。

「もしも」のときに備えて

「救急医療情報キット」

を活用しましょう

北アルプス在宅医療・介護連携支援センターでは、大北地域に暮らす住民の方が、医療や介護サービスを利用する際に、適切で迅速な処置や対応を受けることができ

るよう、多職種間の連携や情報共有体制づくりの一環として、救急医療情報キットを作成し、令和3年4月より運用を開始しております。

救急医療情報キットとは



あらかじめ、「かかりつけ医」「持病」「緊急連絡先」などの情報を記入した救急医療情報シートを、専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に救急隊や医療機関が、その情報を活用し、適切で迅速な処置に繋げるために使用します。



シール

マグネット



もしものときど…



救急医療情報を備えている
かけつけた救急隊員が、救急医療情報を活用することで、適切で迅速な処置に繋がります。



救急医療情報を備えていない
救急医療情報キットを活用し、「もしも」のときに備えましょう。

救急医療情報は

1年で1回見直しましょう

医療情報

かかりつけ医や飲んでる薬など、変わった項目を確認し、情報の更新をしましょう。

緊急連絡先

ご家族と、緊急連絡先の変更や追加がないか話し合い、共有しましょう。

お盆や年末年始、人生会議の日(11月30日)は、大切なことを家族と話し合い、情報を共有するいい機会です。

ご存知ですか？ 成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、意思決定に支援が必要な方の援助者（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です。

成年後見制度の種類

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
現在は契約等の理解・判断ができるが、将来に備えておきたい方	判断能力が不十分な方（支援がないと契約等の理解・判断が難しい場合がある方）	判断能力が著しく不十分な方（支援がないと契約等の理解・判断ができない方）	判断能力が欠けているのが通常の状態の方（支援があっても契約等の理解・判断ができない方）

成年後見人等ができることの例

契約や事務処理の代行	福祉サービスの利用や入院・入所時の契約、年金・給付金等の請求、税金や保険料等の減免・申告などの手続きを、本人の代わりに行うことができます。
財産の管理	預貯金の出し入れや各種料金等の支払い、通帳・印鑑など貴重品の保管、不動産の管理や売却、相続関係手続きなどを、本人の代わりに行うことができます。
本人手続きの取り消し	本人（成年被後見人）が行った、本人に不利益となる契約行為等（悪徳商法など）の取消や、被害額の返還を目的とした手続きを行うことができます。

成年後見制度の利用手続き・費用

本人が住む地域を管轄する家庭裁判所（大北地域は長野家庭裁判所松本支部）に申立てます。

本人、配偶者、4親等内の親族が申立てることができますが、申立てる親族がいない場合や権利侵害に遭っている場合等は、市町村長が申立てることもできます。

申立てには、診断書・戸籍等取得費や印紙代の実費として数千円～2万円程度が必要です。また、申立て手続きを専門家（弁護士・司法書士）に依頼する場合は、別途専門家への報酬が必要です。

成年後見人等への報酬は、成年後見人等からの申立てがあった場合に、本人の財産や支援内容に応じて家庭裁判所が決定します。（財産が少ない場合には市町村からの助成制度もあります。）

意思決定に支援が必要な人が必要な支援を受けるきっかけとして、講演会を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

成年後見制度普及啓発講演会



日時	令和4年 2月25日(金) 14:00～16:00(予定)
会場	池田町交流センターかえで ホール
内容	講演「やさしくわかる成年後見制度」～意思決定に支援が必要な人の権利を守るために～ 講師：長野県弁護士会 ひまわり長野 弁護士 塩野 悠子 氏
対象者	成年後見制度に関心のある方（参加無料、事前申込不要）
主催	大北障害保健福祉圏域自立支援協議会／北アルプス成年後見支援センター

お問い合わせ 北アルプス成年後見支援センター（大町市社会福祉協議会）
TEL:0261-22-1550 FAX:0261-26-3856 E-mail: seinenkouken@omachishakyo.org

令和3年度北アルプス広域連合 地域密着型サービス事業所 整備事業者の公募について

募集の趣旨

「北アルプス広域連合第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備の一環として、令和5年度に小規模多機能型居宅介護の事業所の整備を予定していることから、適切な事業運営を行うことが出来る事業者を公募します。

公募要領・応募様式等

広域連合のホームページで確認ください。
<http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/>



募集するサービスの種類等

サービスの種類	募集地域	事業所数	登録定員
小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模） （多機能型居宅介護）	大北地域（北部） （白馬村・小谷村）	1事業所	29名以内

申請書類の受付期間等（予定）

- (1) 受付期間 令和3年12月16日（木）から
 （予定） 令和4年2月28日（月）まで
 （土曜日・日曜日・祝祭日を除きます）

※受付期間が変更となる場合がありますので、詳しくは広域連合ホームページにて公開予定の公募要領をご確認ください。

- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
 (3) 提出先 北アルプス広域連合介護福祉課
 (4) 留意事項

- ア 郵送による書類の受付はいたしません。
 イ 提出にあたっては、事前審査を受けていただきますようお願いいたします。事前審査等は、あらかじめ電話予約のうえ、御来庁ください。
 ウ 資料の修正等を考慮し、日程に余裕をもって提出してください。
 エ 受付期間以降の書類差し替え、再提出等はできません。

提出先及び問い合わせ先

北アルプス広域連合 介護福祉課 介護保険係
 〒398-0002 大田市大町1058番地33
 北アルプス市町村会館1階
 電話 0261-22-7196
 FAX 0261-22-7011
 Eメール kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp

令和3年度生活支援サービス従事者等 養成研修を開催しました

令和3年10月29日、11月5日、12日の3日間にわたり、地域の福祉活動や介護予防・日常生活支援総合事業の担い手等の育成を目的に、養成研修を開催しました。

研修には、地域の支え合い活動等への参加を希望される方など、27名の方にご参加いただき、地域の状況や介護保険制度の研修にはじまり、

介護専門職によるケアの手法、また生活支援サービスにゆかりのある講師と地域包括支援センターの専門職による実習などを行いました。

研修中、受講者から、地域ごとの課題や活動の方法などについて、具体的な意見が出るなど、今後の地域の支え合い活動の参加に向け、意欲的な姿も見受けられました。



令和3年10月29日 養成研修：北アルプス市町村会館にて

ともに支えあう地域のために

一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、生活上の支援を必要とする高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域での人と人との支え合い、助け合いの絆を強くしていく社会づくりが重要となっています。

地域の助け合いを強化し、サービスを充実するため、住民のみなさんの「参加」をお願いします。



一緒に参加してみませんか

確定申告の際のおむつ使用証明書について

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで、療養上おむつが必要な方は、おむつ代が「医療費控除」の対象となります。控除を受けるためには、確定申告の際、医療費控除の明細書とともに下記の書類が必要です。



① 初めておむつ代の医療費控除を受ける方

医師が発行した「おむつ使用証明書」

… かかりつけの医療機関にご相談ください。(発行手数料がかかります)

② 医療費控除を受けるのが2年目以降の方

2年目以降の方で、主治医の意見書により必要項目が確認できる場合(*)は、北アルプス広域連合が発行する「主治医意見書内容確認証明書」を、上記の「おむつ使用証明書」に代えることができます。

※ (主治医意見書のうち、作成日、寝たきり度、尿失禁の可能性の記載の内容により発行できない場合があります。その場合は、①の医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。)

ご希望の方は、お住まいの市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。